

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

入社した採用者が入社後2ヶ月以内に退職した場合で、採用者の自己都合による退職または採用者の責に帰すべき事由に基づく退職の場合、以下に定める金額（別途消費税）を払い戻すものとする。

但し、会社都合による退職、天災事変などの不測の事態の場合は返金の対象とならない。

1ヶ月以内の退職：紹介手数料の50%

2ヶ月以内の退職：紹介手数料の25%

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。